

農事組合法人定款のチェックポイント

令和6年12月
宮城県農業経営・就農支援センター相談窓口
公益社団法人みやぎ農業振興公社

1 従事分量配当の取扱いについて

(1) 不測の状況で売上が減少し、当年度の剰余金が従事分量配当等の予定額を下回ってしまうような場合の配当財源について考慮していますか（利用分量配当を行わない組合の場合）

項目	従事分量配当金の財源について
確認点	利用分量配当を行わないにもかかわらず、「配当」の規定において「組合員に対して行う配当は、毎事業年度の剰余金の範囲内において行う」と規定している場合（配当の財源を、「毎事業年度の剰余金」だけに限定している場合）
修正する場合の条文例	この組合が組合員に対して行う配当は、組合員がその事業に従事した程度に応じてする配当及び組合員の出資の額に応じてする配当とする。 注) 利用分量配当を行わない場合の条文例です。 【別添定款例 第7章会計 第43条（配当）参照】
解説	①従事分量配当や出資配当は、必ずしも毎事業年度の剰余金だけでなく、前期繰越剰余金や任意積立金取崩額を含めた剰余金全体を財源として行うことも可能とされています。 農林中金が運営する Agriweb 「農事組合法人の確定申告のポイント②剰余金処分案」の中でもこの旨が解説されています。 （参考）Agriweb 該当ページ URL https://www.agriweb.jp/knowledge/1380.html ②ただし利用分量配当については、毎事業年度の剰余金の範囲内において行うことが必要ですので御注意ください。 ③なお剰余金の処分については、農協法の規定に基づく利益準備金の積立を行ったうえで配当となることについても御注意ください。 【別紙定款例 第7章会計 第40条（利益準備金）参照】

農業の経営を行う組合（利用分量配当を行わない場合）



従事分量配当や出資配当は、前期繰越剰余金や任意積立金取崩額を含めた剰余金全体を財源として行うことも可能



従事する組合員

施設の共同利用を行う組合（利用分量配当を行う）



利用分量配当については、毎事業年度の範囲内で行うことが必要



施設を利用する組合員

(2) 総会前に組合員が逝去や脱退した場合の従事分量配当の取扱いに支障が生じていませんか

項目	従事分量配当の対象者について
確認点	「配当」の規定において 「従事分量配当は、その事業年度の剰余金処分案を決議する総会の日において組合員である者について計算するものとする」と規定している場合 (総会前に組合員が逝去や脱退した場合の取扱いに支障が生じる可能性がある)
修正する場合の条文例	事業に従事した程度に応じてする配当は、その事業年度において組合員がこの組合の営む事業に従事した日数等及びその労務の内容、責任の程度等に応じてこれを行う。 【別添定款例 第7章会計 第43条(配当)参照】
解説	ただし出資配当については、下記のように規定する必要があります。 ・出資の額に応じてする配当は、事業年度末における組合員の払込済出資額に応じてこれを行う。 ・前項の配当は、その事業年度の剰余金処分案を決議する総会の日において組合員である者について計算するものとする。 【別添定款例 第7章会計 第43条(配当)参照】

(参考) 農事組合法人の行う事業についての農協法の規定

農業協同組合法(抜粋)

第72条の10 農事組合法人は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 1 農業に係る共同利用施設の設置(当該施設を利用して行う組合員の生産する物資の運搬、加工又は貯蔵の事業を含む。)又は農作業の共同化に関する事業

備考

- ・このような共同利用を目的とする農事組合法人は、「1号法人」とも通称されています。
- ・組合員への利用高に応じた配当は、**利用分量配当**で行います。

- 2 農業の経営(その行う農業に関連する事業であって農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他農林水産省令で定めるもの及び農業と併せ行う林業の経営を含む。)

- 3 前二号の事業に附帯する事業

備考

- ・このような農業の経営を行う農事組合法人は、「2号法人」とも通称されています。
- ・組合員への従事に応じた配当は、**従事分量配当**で行います。

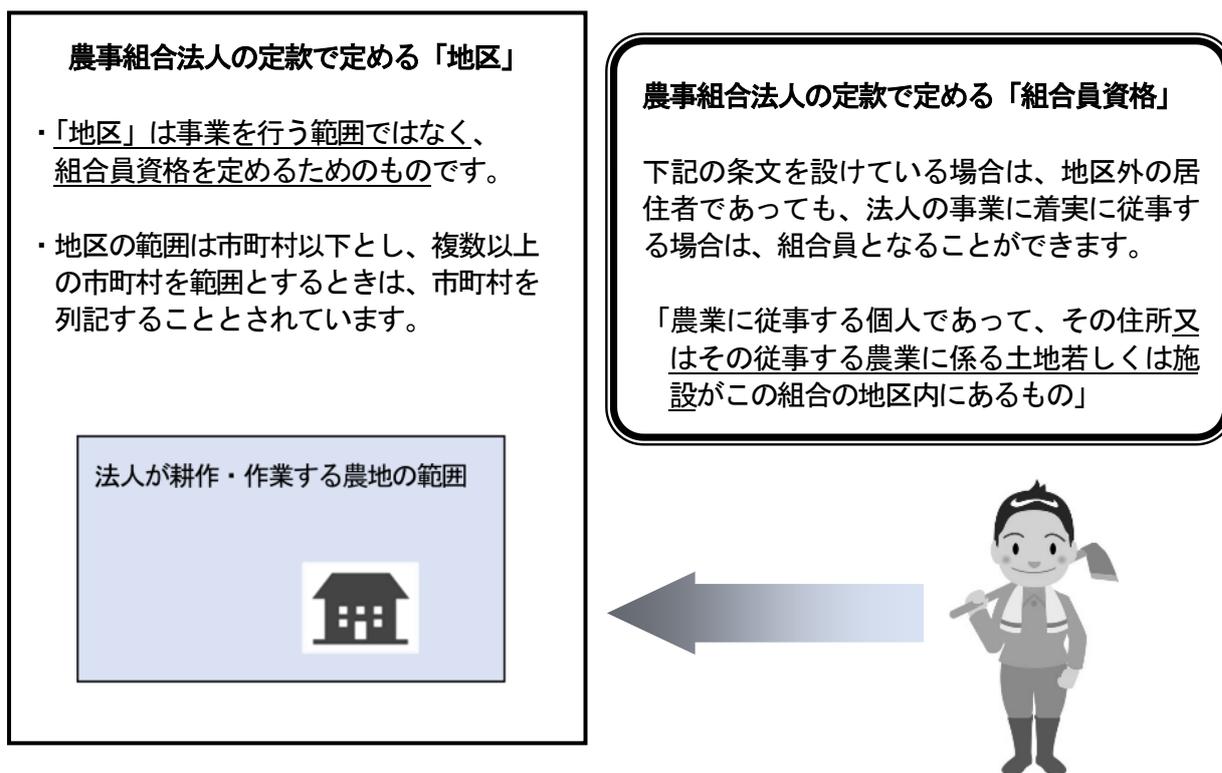
2 組合員の資格について

(1) 地区外に居住している雇用者を組合員に登用する計画や可能性がある場合

項目	組合員の資格（農業に従事する個人）について
確認点	地区外に居住する雇用者の組合員登用が想定される組合において「農業に従事する個人」の資格を、「その住所が地区内にあるもの」に限定している場合
修正する場合の条文体	農業に従事する個人であって、その住所又はその従事する農業に係る土地若しくは施設がこの組合の地区内にあるもの 【別添定款例 第3章組合員 第9条（組合員の資格）の（2）参照】
解説	・上記の条文を設けている場合は、地区外に居住する従事者（法人の事業に確実に従事すること）を組合員へ登用することが可能です。 ・なお定款で規定する「地区」は市町村の範囲以内とされています。

想定されるケースのイメージ

(例) 地区外に居住する雇用者Aさんを組合員へ登用したい。



雇用者として働いているAさんを組合員として迎えたい。組合員の皆さんも賛成している。Aさんの住所は地区外（他の市町村）だけど。

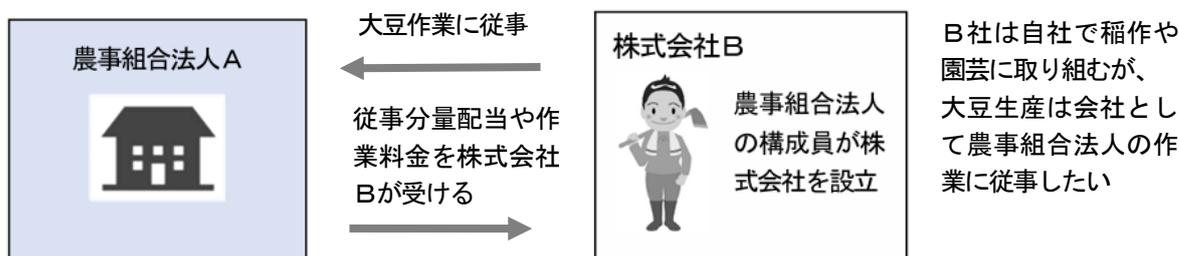
(2) 他の営農法人（農業を営む法人である農事組合法人や会社法人）を構成員に加えたい計画や可能性がある場合

(例) 組合員が一戸一法人を設立したうえで引き続き法人事業に従事する場合、連携する農事組合法人が当法人の構成員となって法人事業を行う場合 等

項目	組合員の資格（農業を営む法人）
確認点	他の営農法人（農業を営む法人である農事組合法人や会社法人）を構成員に加えたい計画や可能性がある場合
修正する場合の条文体	この組合と連携して事業を行うことにより、この組合の事業の円滑化に寄与する農業を営む法人（その常時使用する従業員の数が 300 人を超え、かつ、その資本金の額又は出資の総額が 3 億円を超える法人を除く。） 【別添定款例 第 3 章組合員 第 9 条（組合員の資格）の（8）参照】
解説	注）農協法施行令改正（R5.4.1）により、地域計画に農業を担う者として記載された農事組合法人にとっては、互いに連携して事業の円滑化に寄与する法人が、農事組合法人の組合員となり得る者に追加されました。（農協法施行令第 40 条 3）

想定されるケースのイメージ

(例 1) 農事組合法人 A の構成員が株式会社 B を設立したが、引き続き農事組合法人の事業に参加して従事分量配当を受けたい。



(例 2) 農事組合法人 A の作業の一部を農事組合法人 C に任せたい



- ・ 農業を営む法人（上記事例の株式会社 B や農事組合法人 C）が農事組合法人 A の組合員となる場合は、法人に対して従事分量配当を行う事が可能です。
- ・ 上記（例 2）の事例では、農事組合法人 C は農事組合法人 A からの従事分量配当や作業受託料金等も含めて計算される剰余金により、構成員へ従事分量配当を行うことができます。

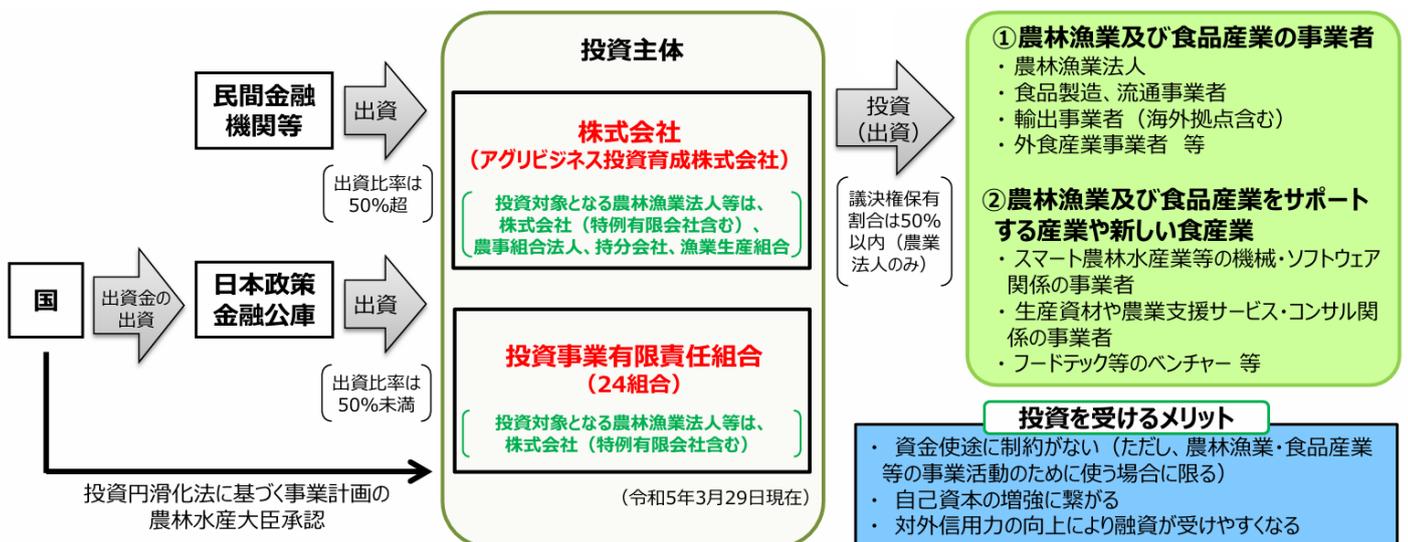
(3) 農業法人等投資育成事業による出資（注）を受ける計画や可能性がある場合

(注) 「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」に基づき、(株)日本政策金融公庫およびJAグループの共同出資により設立されたアグリビジネス投資育成会社等が、農業法人の安定的な事業成長へ向けに行う出資

項目	組合員の資格（農業法人投資育成事業により出資を行う法人）
確認点	農業法人等投資育成事業による出資を受ける計画がある場合
追加する場合の条文例	この組合に農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第6条に規定する承認事業計画に従って同法第2条第2項に規定する農業法人投資育成事業に係る投資を行った同法第5条に規定する承認会社 【別添定款例 第3章組合員 第9条（組合員の資格）の（7）参照】
解説	<ul style="list-style-type: none"> 農業法人等投資育成事業とは、「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」に基づいて、(株)日本政策金融公庫およびJAグループの共同出資により設立された「アグリビジネス投資育成会社」等が、農業法人の安定的な事業成長へ向けた出資を行うものです。 農事組合法人がこの出資を受けるためには、出資を行う法人が組合員資格を有している必要があります。

農業法人等投資育成制度のイメージ

- ・ 下記は農林水産省がWeb掲載している同事業のイメージ図です。
- ・ 制度の具体的な内容については、
農林水産省 Web ホーム>経営>農業金融>農林漁業法人等投資育成制度について
を御覧のうえで、日本政策金融公庫へ御相談ください。



3 理事の定数について

理事の定数は「○人以内とする」規定も可能です。

項目	理事の定数
確認点	理事の定数については、必ずしも「○人とする」と規定しなくとも良い
修正する場合の条文例	(監事を置かない場合) この組合に、理事○人以内を置く (監事を置く場合) この組合に、役員として理事○人以内及び監事○人以内を置く (注) 1名の場合は「1名を置く」と記載する 【別添定款例 第5章理事(役員) 第20条(理事(役員)の定数)参照】
解説	・理事の定数を「○人とする」と規定している場合は、欠員が生じた場合には速やかに新たな理事を選任する必要があります。

4 理事と総会の決定・決議事項について

理事の決定事項と総会の決議事項が明確に区分整理されていますか？

項目	理事の決定事項と総会の決議事項の明確な区分整理
確認点	双方の決定事項が明確となっているか
修正する場合の条文例	(理事の決定事項 例) 次に掲げる事項は、理事の過半数でこれを決する。 (1)業務を運営するための方針に関する事項 (2)総会の招集及び総会に付議すべき事項 (3)理事(役員)の選任に関する事項 (4)固定資産の取得又は処分に関する事項 (5)団体加入(〇〇農業協同組合への加入を除く。)及び団体からの脱退 (6)この組合への加入(持ち分の相続又は譲受けによる加入を含む)の承認 (7)持ち分の譲渡又は出資口数の減少の承認 (8)出資口数の増加の承認 【別添定款例 第5章理事(役員) 第25条(理事の決定事項)参照】 (総会の決議事項 例) 次の各号に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。 (1)定款の変更 (2)規約の設定、変更及び廃止 (3)毎事業年度の事業計画の設定及び変更 (4)事業報告、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案 【別添定款例 第6章総会 第31条(総会の決議事項)参照】
解説	・理事の決定事項と総会の決議事項に課題が生じていたり、見直しを行いたい場合は、上記の参考条文例を参考としてください。

(備考) 農事組合法人の皆様へ

- ・以上の各項目の記載内容については、各法人において必ずしも定款改正を要するものではありません。
各々の組合運営や今後の展開方向に応じて御参考としてください。
- ・今後、具体的に定款改正を検討される場合には、必要に応じて、税務指導を受けている税理士やお近くの司法書士へも御相談ください。